

「放送システムの技術的条件」のうち、
「放送事業用システムの技術的条件」について

1 検討開始の背景

放送システムのうち、番組素材の取材現場からスタジオ等への伝送や、スタジオから送信所に、さらには送信所から中継局に番組を伝送したり、送信所等を監視・制御する固定無線回線システムは、その使用する周波数帯(3.5GHz帯)を第4世代移動通信システム等に割り当てるため、他の周波数帯へ移行(公共・一般業務用固定局用6.5GHz帯及び7.5GHz帯を共用)することが求められている。

また、地上デジタル放送の円滑な全国普及に向けて、長距離離島用中継回線用として、マイクロ波帯に替えUHF帯を利用した固定無線回線システムの実現が求められている。

さらに、地上デジタル放送のHDTV番組の充実とミリ波の有効利用促進のため、HDTV番組素材の伝送、中継用システムの実現が求められている。

従って、デジタル放送システムのうち、放送事業用システム(固定局並びに陸上移動局及び携帯局)の技術的条件について、検討を行うものである。

2 検討内容

デジタル放送システムのうち、「放送事業用システム(音声STL/TTL/TSL、映像STL/TTL/TSL、監視・制御、FPU)の技術的条件」

3 検討体制

「放送システム委員会(主査:伊東晋 東京理科大学工学部教授)」において調査を行う。

4 答申を予定する時期

平成19年10月頃

5 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の改正に資する。

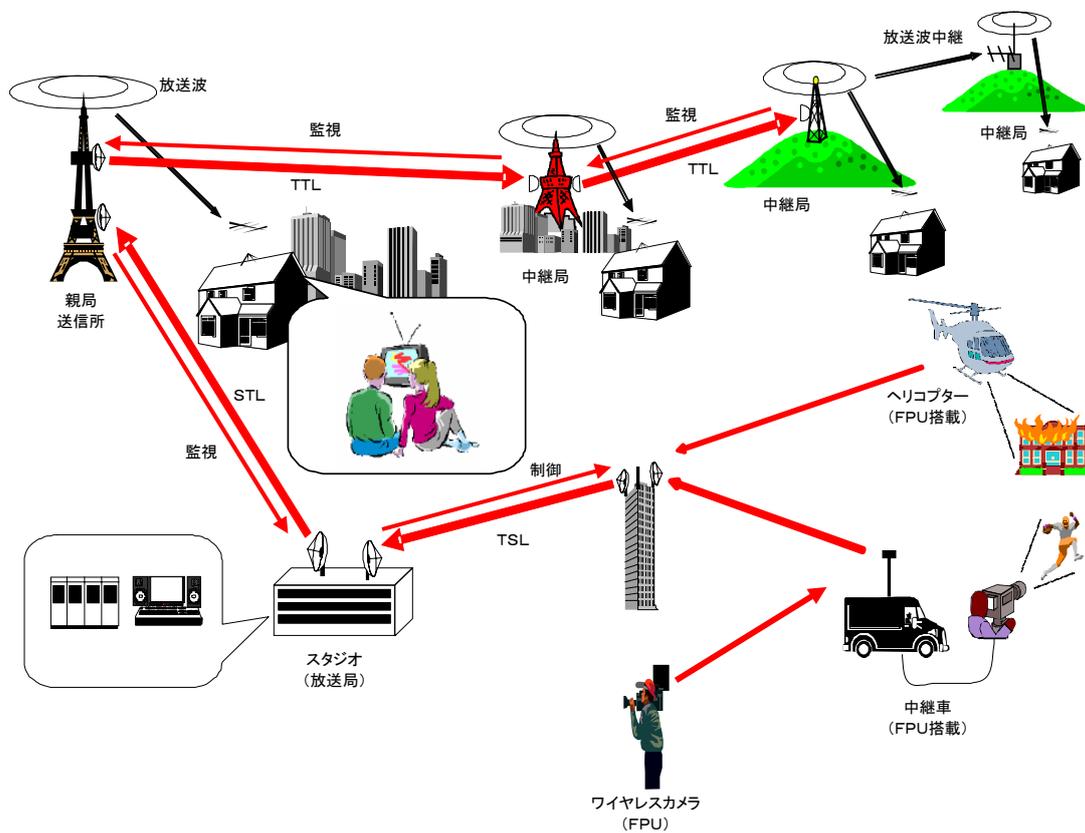
※ STL:Studio-Transmitter Link

TTL:Transmitter-Transmitter Link

TSL:Transmitter-Studio Link

FPU:Field Pick-up Unit

参考



テレビジョン放送ネットワーク例